

市民活動助成金申請の手引き

2015年度版



生活協同組合パルシステム山梨

パルシステム山梨 市民活動助成金とは

パルシステム山梨の組合員が商品やサービスを利用することで生まれた剰余金をもとに、地域の活動が活発に行われ、地域の生活者が元気に明るく楽しいくらしができる事を願って、助成するしくみです。

助成の目的

- ・ パルシステム山梨市民活動助成金（以下、市民活動助成金という）は、地域社会において活動する環境・福祉・平和・その他ボランティア及びNPO組織、ワーカーズ等の非営利市民活動及び協働した地域生活者による自主的な起業活動に対し、パルシステム山梨が資金面で支援する制度です。
- ・ パルシステム山梨の組織の枠をこえた自主的な市民活動を地域へひろげること、及びパルシステム山梨の地域活動と非営利市民活動とのネットワークをひろげることを通じ、生協・地域生活者協同による地域社会づくりに貢献することを目的とします。

募集要項

1. 対象となる団体・活動

助成の対象となる団体についての基準は以下とします。

- （１） 山梨県を主たるエリアとし、活動している団体又は活動を予定している市民団体であること。
- （２） 団体の規模及び法人格の有無は問いません。但し、営利団体、宗教団体、及び政治団体と判断される場合は除きます。

※パルシステム山梨の組合員でなくても応募できます。

※パルシステム山梨の組合員活動グループとして、組合員活動支援を受けることができる団体について

- ・ 各応募期間内での重複応募は可能です。ただし、市民活動助成金選考期間中は、組合員活動グループとして助成等は受けることができません。また、助成金交付団体に選考された場合は、当年度は組合員活動グループとしては登録・活動出来ません。（組合員活動グループ登録の条件等は別途ご確認ください）

※パルシステムグループによる「地域づくり基金」に選考された団体は、応募対象外とします。

2. 助成金総額と上限金額

2015年度助成金総額は150万円です。助成額上限は1団体20万円です。

3. 対象となる事業活動の実施期間

2015年5月1日～2016年3月31日までに完了することを原則とします。

※2015年4月の事業は助成対象になりません。

4. 助成金の申請受付期間

助成金の申請受付期間は、2015年2月2日（月）～3月31日（火）

※2015年3月31日（火）17時 本部事務所（甲府市古上条町 225-1）必着
17時以降に到着したものは理由の如何に問わず対象外となります。

期日に余裕を持ってお申し込みください。

5. 対象となる経費

助成金使途目的に関わる基準は、以下とします。

- (1) 活動・事業に要する運営費用の一部。
(通信費、旅費交通費、使用料及び賃借料等)
- (2) 目的をもった物品の購入費用の全額又は一部。
- (3) 事業立ち上げに要する費用の一部。

項目は以下を参考にし、算出根拠がわかるようにしてください。

審査の際必要となりますので、カタログ・見積書などを添付してください。

項目	使途
講師料	講師への謝礼など
旅費交通費	公共交通機関・タクシー・駐車場代・ガソリン代など
使用料及び賃借料	会場費など
事務所維持費	家賃・光熱費など
備品購入費	パソコン・PC周辺機器など
印刷製本費	印刷・製本・デザイン料など
消耗品費	紙・インク・文具など
人件費	職員人件費・アルバイト代など
通信費	切手・プロバイダー使用料など
運搬費	宅配便代など
その他	上記にあてはまらないもの

6. 申請書入手方法

- 申請書はパルシステム山梨ホームページからダウンロードできます。
パルシステム山梨ホームページ：<http://www.palsystem-yamanashi.coop/>
⇒「パルシステム山梨→地域活動・組合員活動→市民活動助成金」
- 電子メールでご請求いただければ、申請書を添付し、返信も致します。
メールアドレス：yamanashi@pal.or.jp
- 申請書は郵送でお送りすることも可能です。
お電話・FAXでご請求ください。
電話：055-243-6327/FAX：055-243-6359
市民活動助成金運営委員会 事務局宛

7. 申請書提出方法

- 申請書に必要事項を記入し、郵送、宅急便もしくは直接事務局までお持ち下さい。
事務局住所：〒400-0051
山梨県甲府市古上条町225-1
生活協同組合パルシステム山梨 市民活動助成金運営委員会事務局

パルシステム山梨配送便での提出および、各配送センターへの持込みは受け付けません

8. 注意事項

- ①当助成金については、パルシステム山梨の「市民活動助成金規程」に基づき、執り行われます。
- ②事業開始日は2015年5月1日以降となります。
- ③適切な事務手続きが行われていない場合、助成金の返還を求める場合があります。
- ④助成団体は活動報告及び会計報告のまとめを運営委員会へ提出していただきます。
※会計報告に関しては領収書（コピー可）を添付いただきます。
- ⑤助成団体は「市民活動助成金 報告と交流のつどい」に参加し、活動報告をしていただきます。

9. 申請書の提出先・お問い合わせ・連絡先

申請書の提出・申請に関するご相談、ご質問は、
パルシステム山梨 市民活動助成金運営委員会事務局 までお願いします。

※お問い合わせは平日9時00分～17時30分

※土曜・日曜には対応できませんのでご注意ください。

住所：〒400-0051 山梨県甲府市古上条町225-1

TEL：055-243-6327（平日9時00分～17時30分）

FAX：055-243-6359

電子メール：yamanashi@pal.or.jp

年間スケジュール

【2015年】		
①	2月2日(月) ～ 3月31日(火)	●申請書受付期間 締切日：3月31日(火) 17:00 本部事務所・必着 申請書はホームページからもダウンロードできます。 ※「応募期間・方法」参照
②	4月中旬	「報告と交流のつどい」 2014年度助成団体からの報告と、参加交流を予定しています。
③	4月中	●運営委員会による書類審査 事務局より資料の請求や問い合わせをさせていただく場合があります。
④	5月1日(金)	●助成金交付団体の決定 結果は「本助成金申請代表者」へ直接郵送でお知らせします。
⑤	5月	●助成金交付団体 HP 公開 ●助成金交付団体との覚書締結 ●助成金の入金 指定された口座へ振り込みます。 ※ 申請内容の変更などが生じた場合には必ず事務局までご連絡ください。 変更の内容を運営委員会で協議し検討させていただきます。
⑥	5月～	●運営委員等が訪問し、活動内容を確認させていただく場合があります。
【2016年】		
⑦	3月31日(木)	●申請事業期間の終了
⑧	4月	●活動・会計報告書の提出 ※2月頃に報告書類を送付します。 ※報告書の書き方など不明な点は事務局まで早めにお問合せください。

◆『市民活動助成金報告と交流のつどい』について◆

- ・2015年月に4月中旬に2014年度助成団体の報告・交流会を行います。参考になりますので、2015年度助成申請を検討されている方もぜひ、ご参加下さい。
- ・2015年度助成対象団体は、2016年に開催する報告・交流会へ出席していただきます。
 ※報告会開催時期については2015年12月頃にご案内します。
 ※報告会用資料・パワーポイント等の作成をお願いし、5分～10分程度で報告いただく予定です。